

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和元年度第1回武蔵村山市都市計画審議会
開 催 日 時	令和2年1月28日（火） 午後2時～午後3時5分
開 催 場 所	市役所3階301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：田代委員（会長職務代理者）、金子委員、周郷委員、細岡委員、三浦委員、岡田委員、土田委員、宮崎委員、鈴木委員、靱山委員、石黒委員、前田委員 欠席者：比留間会長、田中委員、木村委員 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課係長（計画係）、同課係長（沿線まちづくり係）、同課技師（計画係）、同課主事（計画係）
議 題	議題1：立川都市計画地区計画都市核地区地区計画の変更について（武蔵村山市決定） 議題2：立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画の決定について（武蔵村山市決定） 議題3：立川都市計画用途地域の変更について（武蔵村山市決定） 議題4：立川都市計画高度地区の変更について（武蔵村山市決定） 議題5：立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（武蔵村山市決定） 議題6：立川都市計画生産緑地地区の変更について（武蔵村山市決定）
報 告 事 項	報告事項1：東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について 報告事項2：武蔵村山市特定生産緑地指定基準（案）について
結 論	議題1：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題2：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題3：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題4：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題5：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。 議題6：諮問のとおり決定することを適当と認め、原案のとおり答申することとした。
審 議 経 過 （発言者） ◎印＝職務代理 ○印＝委員 ●印＝事務局	議題1：立川都市計画地区計画都市核地区地区計画の変更について（武蔵村山市決定） 【事務局説明】 ● 資料に基づき議題について説明。＜説明省略＞ 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 ◎ 委員全員の賛成により、議題1「立川都市計画地区計画都市核地区

地区計画の変更について（武蔵村山市決定）」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおり決定する。

議題 2：立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画の決定について（武蔵村山市決定）

議題 3：立川都市計画用途地域の変更について（武蔵村山市決定）

議題 4：立川都市計画高度地区の変更について（武蔵村山市決定）

議題 5：立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（武蔵村山市決定）

※ 議題 2、議題 3、議題 4 及び議題 5 を一括審議

【事務局説明】

● 資料に基づき議題について説明。＜説明省略＞

【質疑・意見等】

○ 特になし。

◎ 委員全員の賛成により、議題 2 「立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画の決定について（武蔵村山市決定）」、議題 3 「立川都市計画用途地域の変更について（武蔵村山市決定）」、議題 4 「立川都市計画高度地区の変更について（武蔵村山市決定）」及び議題 5 「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（武蔵村山市決定）」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおり決定する。

議題 6：立川都市計画生産緑地地区の変更について（武蔵村山市決定）

【事務局説明】

● 資料に基づき議題について説明。＜説明省略＞

【質疑・意見等】

○ 特になし。

◎ 委員全員の賛成により、議題 6 「立川都市計画生産緑地地区の変更について（武蔵村山市決定）」は、案のとおり決定し、答申内容について事務局案のとおり決定する。

報告事項 1：東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

【事務局説明】

● 東京都、特別区及び 26 市 2 町が協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の在り方に関し調査、検討を行い、令和元年 11 月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定したので概要を報告する。（資料に基づき説明）

なお、本市においては、各都市計画道路の計画内容を東京都とともに検証した結果、都市計画変更を行う路線はない。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

